

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、機構本部1階調達部受付での配布に加え、試行的に電子データをダウンロードする方法で行いません。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html)

2013年4月3日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただいています。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- (1) 公表の対象となる契約相手方(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること  
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

番号： 3 国名：東ティモール 担当：経済基盤開発部  
案件名：コモロ川上流新橋建設計画準備調査  
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年6月上旬～2014年3月下旬

## 2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における橋梁建設に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

## 3 参加資格のない社等

・ 商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

## 4 今後の契約プロセス（予定）

業務指示書等配布：2013年4月17日から2013年4月19日まで

（配布期間が遅れる場合は、HPにて告知します。）

JICA本部1F調達部受付（10：00～17：00（12：30～13：30は除く））にて、

業務指示書等受領書をもって配布

プロポーザル提出：2013年5月8日

（プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。）

選定結果通知：5月中旬

契約交渉：5月中旬～5月下旬

## 5 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項等を提案することを目的とする。

要請案件の背景は次のとおりである。

東ティモール国の平均人口増加率は、2000年～2009年の4.1%から、2010年には2.4%に下がったものの、以後、同水準の増加率を保っている。現在、全人口の約2割が居住する首都ディリ東部に位置する市街地中心部は、地形上、既に新規宅地開発の余地が限られていることから、首都の人口分布は、市街地西側を南北に流れるコモロ川を挟んで、空港の位置する西方に拡大しており、同市内の東西間の交通量が急増している。しかし、コモロ川を横断する橋梁は現在一本しかなく、交通量が増加する時間帯には、同橋への交通の集中により渋滞が発生し、市内交通を麻痺させている。当国政府は、渋滞軽減のための応急処置として、同橋を片側一車線から片側二車線へ拡幅する工事を始めたが、東ティモール国道路マスタープラン（2010-2019）における需要予測によれば、全車両保有台数、交通量ともに大幅に増加する見込みであり、コモロ川を渡河し、同市の東西を連結する橋梁を新たに建設し、市内交通の分散化により、渋滞の軽減を図ることが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、東ティモール国政府は我が国に対し、コモロ川上流新橋建設（橋長210m及び取付道路）の要請を行った。

本調査は、標記計画の無償資金協力としての妥当性を検討し、最適な計画の内容、規模等を検討した上で、概略設計を行うことを目的とする。

## 6 業務の範囲及び内容

### (1) 業務対象地域

東ティモール国ディリ県コモロ地区

### (2) 業務内容

ア インセプション・レポートの作成

イ インセプション・レポートの説明・協議

ウ プロジェクトの背景・経緯の確認

エ プロジェクトの実施体制の確認

オ サイト状況（自然条件等）調査

カ 環境社会配慮

キ 社会状況調査

ク プロジェクトの内容の計画策定

ケ 相手国側負担事業の概要

- コ プロジェクトの維持管理計画
- サ プロジェクトの概略事業費
- シ 協力対象事業実施に当たっての留意事項
- ス プロジェクトの評価
- セ 準備調査報告書(案)の作成
- ソ 準備調査報告書(案)の説明・協議
- タ 準備調査報告書等の作成

## 7 成果品等

- (1) インセプション・レポート (2013年 6月中旬)
- (2) 現地調査結果概要 (2013年 7月中旬)
- (3) 準備調査報告書(案) (2013年10月上旬)
- (4) 概要資料 (2013年10月下旬)
- (5) 概略事業費(無償)積算内訳書 (2014年3月下旬)
- (6) 準備調査報告書 (2014年3月下旬)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任/橋梁計画/開発計画 (評価対象予定者)
- (2) 河川計画 (評価対象予定者)
- (3) 橋梁設計 (評価対象予定者)
- (4) 道路設計
- (5) 自然条件調査
- (6) 環境社会配慮
- (7) 施工計画/調達事情/積算

## 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・本件受注コンサルタント(JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。)は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない(その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない)予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。